

2024年7月26日

「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対する意見提出

【政令等名・該当箇所】

- ・（別紙7）金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令（案）第2項  
→ 令第14条第3号イに規定する内閣府令に定める場合

【意見案】

- ・勧誘方針のウェブサイトによる公表の適用除外の要件のひとつである「常時使用する従業員の数」については、当該金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に従事する者であるかどうかにかかわらずという理解でよいか。

【理由】

- ・損害保険代理店のうち、保険代理業以外の業務を行う兼業代理店においては、一部の従業員のみが保険募集に従事（金融商品の販売等に従事）するケースがあり、保険募集に従事する従業員の数と「常時使用する従業員の数」とは、必ずしも同一とは限らないため。

以 上